

次のとおり一般競争入札を行います。

平成 23 年 9 月 16 日

収支等命令者

佐賀県教育庁教育政策課長 神 代 芳 男

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 タブレット型パーソナルコンピュータ等賃貸借契約
- (2) 契約の仕様 入札条件書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成 28 年 10 月 31 日まで(賃貸借期間 平成 23 年 12 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで)
- (4) 納入場所 佐賀県立武雄青陵中学校及び佐賀県立武雄高等学校
- (5) 数量 590 式

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(5) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること、及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

佐賀県教育庁教育政策課教育情報化推進室（新行政棟 10 階）

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号 0952-25-7222

電子メールアドレス saga-edu-ict@pref.saga.lg.jp

(2) 仕様書及び入札関係様式の交付方法及び交付期間

平成 23 年 9 月 16 日（金）から同月 30 日（金）まで佐賀県ホームページ

(<http://www.pref.saga.lg.jp/>) に掲載する。

(3) 入札者に求められる義務

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに、別に定める入札参加届出書及び納入予定機器等の確認申請書を3の(1)まで持参し、又は郵送すること。

イ 提出期限 平成23年9月30日(金)午後5時まで(郵送の場合は、書留郵便により上記提出期限までに必着のこと。)

(4) 納入予定機器等の確認

納入予定機器の確認申請書により仕様を確認する。

なお、納入予定機器等の確認結果は、平成23年10月7日(金)までに通知する。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生法手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けたとき。

エ 3の(4)の確認が得られないとき。

オ その他本件賃貸借契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 入札書の提出方法

3の(7)に持参し、又は3の(1)の部署に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、平成 23 年 10 月 13 日（木）午後 5 時までに必着とする。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封は行わない。

また、「タブレット型パーソナルコンピュータ等賃貸借契約に係る入札書在中」と朱書きすること。

(7) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成 23 年 10 月 14 日（金）午前 10 時

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁 新行政棟 10 階
教育委員会室

(8) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。）第 103 条第 1 項の規定に基づき、見積る契約金額の 100 分の 5 以上に相当する額の入札保証金を納入すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第 104 条第 1 項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実に認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実に認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期

の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は确实と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は确实と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 規則第 103 条第 3 項第 1 号に該当する入札保証保険契約（見積る契約金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札保証金が 3 の(8)に規定する金額に達しない者

オ 1 人で 2 以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のないもの

キ 期限内に入札を行わない者

ク アからキまでに掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(10) 入札方法に関する事項

入札は別に定める入札書により、本人又はその代理人が持参し、又は郵送することにより行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 105 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端

数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約金額に105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

(11) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。

(12) 入札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができない場合は、これを中止する。

(13) 落札者の決定方法

ア 本調達契約にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であって予定価格の105分の100を乗じて得た額の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(14) 再度入札に関する事項

各人の入札のうち予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

再度入札は1回とし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続並びに契約の履行に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成の要否
要
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報
その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 質問等
公告内容に質問がある場合は、別に定める質問書に質問内容を記載し、
平成 23 年 9 月 22 日（木）午後 5 時までに 3 の(1)のメールアドレスへ送
信すること。
回答は同月 28 日（水）までに電子メールにて行い、文書による回答は後
日送付する。
- (5) 契約保証金
ア 契約締結の際に、規則第 115 条第 1 項の規定に基づき、当該契約に係
る金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納入すること。
イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定に基づき、3 の(8)
のイに掲げる価値の担保を供することができる。
ウ 規則第 115 条第 3 項第 1 号に該当する履行保証保険契約（契約金額の
100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の
納付を免除する。
- (6) 平成 23 年 11 月 30 日までに機器の引渡しを行うこととし、賃貸借期間は、
同年 12 月 1 日からとする。
- (7) 1 か月の賃貸借料は契約金額を 59 か月で除した金額（1 円未満切捨て）
とし、最終月の支払額は契約金額の支払い残額を支払うこととする。
- (8) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを

公表することがある。

- (9) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。
- (10) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。
- (11) この調達契約は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (12) この公告に関する入札は、当該調達契約に係る平成 23 年度 9 月補正予算が成立しない場合は、行わないものとする。この場合は、佐賀県公報により公告する。

5 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract: 590 sets of tablet personal computers and other products rental.
- (2) Fulfillment Period: From the day of the contract to October 31, 2016.
- (3) Bid Description and Posting Date: Download the form from the Saga Prefecture Website: <http://www.pref.saga.lg.jp/> (Available from September 16, 2011 to September 30, 2011).
- (4) Time and Location for the Opening Bids and Tenders: The meeting for tenders will begin promptly at 10:00 a.m. on Friday October 14, 2011. Location: The board of education room (10th floor, new administrative building), Saga Prefectural Government
1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-8570
If sending the tenders by mail, it must be sent by registered post

and received by 5:00 p.m. on Thursday October 13, 2011.

- (5) Contact info for inquiries: Educational Information Technology Promotion Office (New Administrative Building, 10th floor), Board of Education, Saga Prefectural Government
1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan
TEL: 0952-25-7222